

「くまとりふるさと応援寄附」返礼品提供に係る募集要領

1 目的

ふるさと納税制度における熊取町への寄附促進と地場産品等のPR・販売促進を図るため、寄附者へ送付する返礼品を提供いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 提供する返礼品は総務省告示第179号第5条地場産品基準に適合すること。
- 暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- 町が承認した返礼品について、適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めること。
- 食品表示法および関連する法令を遵守し、その規定に基づいた製品の表示および広告を行い、関連する書類を整備・保存すること。
- 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守するとともに、取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的で使用しないこと。

3 返礼品の登録について

- (1) 別紙の「事業者登録シート」及び「返礼品登録シート」に必要事項を記入し、ふるさと納税業務所管課又は本町が委託する中間管理事業者まで郵送、メール、FAX又は持参のいずれかの方法で提出してください。
- (2) 応募内容を総合的に判断して、返礼品提供事業者及び返礼品を決定し、その結果に応募事業者へ連絡します。
- (3) 決定した返礼品は、「熊取町ふるさと納税返礼品登録簿」に登録するとともに、本登録簿に登録する調達価格及び送料を、本町又は本町が委託する中間管理事業者から返礼品提供事業者へ支払います。

4 その他留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品を変更・辞退する場合は、事前に町へ報告し、承認を受けるとします。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとし、また、品質等の保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (3) 町が本要領2の要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。